

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年8月2日京都市条例第 8 号）（行財政局人事部給与課）

- 1 国家公務員の例に準じて、職員の育児休業について、次に掲げる措置を講じることとしました。
 - (1) 育児休業をすることができる非常勤職員の要件について、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であることを要しないこととするとともに、子が1歳6箇月に達する日までにその任期が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないこととしている要件を、子の出生の日から57日以内に育児休業をする場合にあっては、当該育児休業の期間の末日から6月を経過する日までのものに緩和することとします。
 - (2) 子が1歳に達する日の翌日以降にする非常勤職員の育児休業について、夫婦が交互に育児休業をすることを可能にするとともに、特別の事情がある場合における当該非常勤職員の育児休業の要件を、継続的な勤務のために特に必要があると認められるときとして市長が認めるときに該当することのみに緩和することとします。
 - (3) 職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産した場合に、その事実を申し出た職員に対して、育児休業に関する制度等を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談等の措置を講じなければならないこととします。
 - (4) 職員に対する育児休業に係る研修の実施等育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするための措置を講じなければならないこととします。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、この条例で定める特別な事情の有無にかかわらず、原則2回まで育児休業をすることができることとなったことを踏まえ、当該特別な事情から育児休業計画書により任命権者に申し出た場合を削除するとともに、非常勤職員のみを対象としている当該特別な事情の一部について、その対象を非常勤職員以外の任期を定めて採用された職員まで拡大することとしました。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。
- 4 その他必要な規定を整備することとしました。

この条例は、令和4年10月1日から施行することとしました。ただし、1(3)及び(4)

に係る改正規定は公布の日から施行することとしました。

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年8月2日

京都市長 門川大作

京都市条例第 8 号

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号アからウまで以外の部分中「次」を「非常勤職員であつて、次」に、「非常勤職員以外」を「もの以外」に改め、同号ア中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)にあつては、^(イ)及び^(ロ)に該当する非常勤職員)」を削り、同号ア^(イ)を削り、同号ア^(イ)中「いう。)(」の右に「当該子の出生の日から第5条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、「及び」の右に「引き続いて任命権者を同じくする職(以下「」を加え、「に引き続き」を「」という。)に」に改め、同号ア^(イ)を同号ア^(イ)とし、同号ア^(ロ)を同号ア^(イ)とし、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

^(イ) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第3条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この^(イ)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

^(ロ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第3条第3号ア及びイ以外の部分中「ため、」及び「当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号の場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号の場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方職員等育児休業の期間の末日とさ

れた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号の場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合において」を削り、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第4条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに該当する場合、別に定める特別の事情がある場合にあってはウに該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「（当該非常勤職員が」の右に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の右に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方職員等育児休業をする場合にあっては、当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第3条第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがないこと。

第3条の2各号列記以外の部分中「ため、」及び「当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該任期が更新され、又は当

該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を削り、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に該当する場合、別に定める特別の事情がある場合にあつては同号に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方職員等育児休業をする場合にあつては、当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第3条の2に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第4条を削る。

第5条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「第2条第3号ウに規定する非常勤職員が同号ウ」を「任期を定めて採用された職員が、第2条第3号イ(Ⅱ)に規定する場合に同号イ(Ⅱ)」に改め、同号を同条第7号とし、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第5条 法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第9条第1項中「職員(」の右に「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「」を、「会計年度任用職員」の右に「」という。)」を加える。

第15条を第17条とし、第14条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)

第15条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準じる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第14条の次に2条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の京都市職員の育児休業等に関する条例第5条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

(行財政局人事部給与課)